

保育所・認定こども園等（保育認定子ども）の無償化（保育料の免除）

令和元年10月1日から消費税の増税に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されます。池田市においても、国の制度に則り無償化を実施いたします。なお、無償化の実施方法は、利用する施設類型や事業によって異なりますので、下記内容をご確認ください。

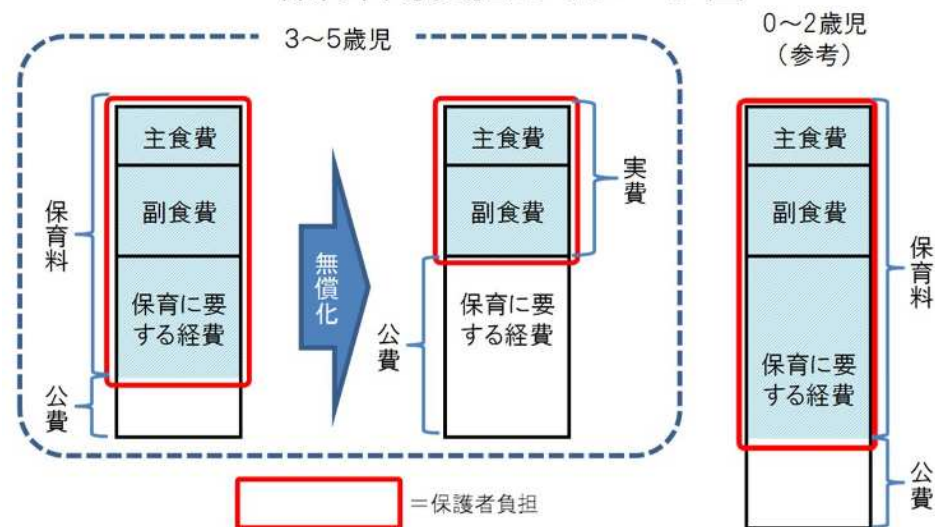
■対象者

- 3歳児から5歳児の全ての子ども
※ 満3歳に到達した次の4月1日から無償化の対象となります。
- 住民税非課税世帯に属する、0歳児から2歳児の子ども

■無償化対象外の経費・サービス

- 延長保育料
- 実費（送迎保育ステーション利用料、食材料費、行事費、保育用品費など）
- 池田市立病児・病後児保育室の利用料（利用した場合のみ。）

保育料等負担のイメージ図



■食材料費の取扱い

- **主食（米飯・パン等）費**は、従来から保育料には含まれず、別途園が徴収していました。無償化後も同様の取扱いとし、保護者負担となります。
- **副食（おかず）費**は、保育料の一部として保護者負担とされていました。保護者負担を継続することから、副食費は別途園が徴収することになります。
⇒ ①世帯年収が360万円相当未満（市区町村民税57,700円未満(ひとり親世帯等の場合は、同77,101円未満)）の世帯に属する子ども ②第3子以降（保育料の多子カウント方法による）の子ども のいずれかに該当する場合は、副食費が免除されます。

■従来からの多子軽減・保育料軽減等の取扱い

- 0歳児～2歳児の弟妹の保育料は、第1子が無償となっても従来からの制度（第2子半額、第3子0円）が継続されます。
- 無償化対象外の経費のうち、生活保護世帯等で従来から利用料が軽減されているものは、継続されます。